

大津市木造住宅耐震改修等補助制度

本市では、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満と診断された木造住宅の評点を0.7以上に改修する工事に対して補助を行っています。

また、令和3年度から上記評点0.7未満の木造住宅の建替えに伴う除却工事も対象となりました。

※除却工事のみの場合は対象となりませんのでご注意ください。

令和5年度のご相談などは建築指導課までお願いします。

対象となる工事費	50万円を超える 100万円以下	100万円を超える 200万円以下	200万円を超える 300万円以下	300万円超
補助金の額（通常）	10万円	20万円	30万円	50万円

※除却工事の場合、対象の工事費は耐震改修工事費と除却工事費を比較して廉価な金額を採用するため、

除却工事費の見積とは別に耐震改修工事を行った場合の評点及び工事費の算出が必要となります。

《さらに割増し補助があります。》

上記により算出した額に、以下の①から⑥までにより算出した額を加えた額を補助金額とします。

※建替えに伴う除却工事の場合は④から⑥は適用できませんのでご注意ください。

① 主要道路沿い耐震改修等工事加算（対象となる工事費が100万円以下の場合を除きます。）

滋賀県地域防災計画、大津市地域防災計画又は耐震改修促進計画に定められた緊急輸送道路・避難路沿いの住宅であって、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面の緊急輸送道路等の境界線までの水平距離に1.5メートルを加えた値を超える場合、1戸当たり5万円加算します。

② 高齢者世帯耐震改修等工事加算（対象となる工事費が100万円以下の場合を除きます。）

65歳以上の高齢者を含む世帯が居住する場合、1戸当たり5万円加算します。

③ 子育て世帯耐震改修等工事加算（対象となる工事費が100万円以下の場合を除きます。）

中学校卒業までの子を含む世帯が居住する場合、1戸当たり5万円加算します。

④ 滋賀県産材利用耐震改修工事加算

県産材利用耐震改修モデル事業に基づく耐震改修工事を行う場合、滋賀県びわ湖材産地証明制度要綱に基づき証明された数量の合計に応じて、次の表により加算します。

滋賀県産材使用量	0.25m ³ を超える 0.45m ³ 以下	0.45m ³ を超える 0.70m ³ 以下	0.7m ³ 超
補助金の加算額	5万円	10万円	20万円

⑤ バリアフリー改修工事加算（対象となる工事費が100万円以下の場合およびバリアフリー改修工事対象となる工事費が50万円以下の場合を除きます。）

耐震改修工事と併せて地震時の避難を容易にすることを目的とした、段差解消等の工事を行う場合、1戸当たり10万円加算します。

⑥ 内覧会開催加算（対象となる工事費100万円以下および居住者が住宅に居住しながら工事を行うものを除きます。）

補助事業により耐震改修を行う住宅において、工事中及び工事後的一般向け、事業者向け内覧会を行う場合、1戸当たり10万円加算します。



《補助対象となる木造住宅の要件》

- 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、完成している。
- 延べ床面積の過半が住宅として使われている。
- 階数が 2 階以下、延べ床面積が 300 m²以下である。
- 軸組構法であること。（枠組壁工法（2×4 工法）、丸太組構法及びプレハブ工法等大臣認定工法は対象外。）

補助金算定早見表

対象となる工事費 (改修又は除却工事費)	50 万円を超える 100 万円以下	100 万円を超える 200 万円以下	200 万円を超える 300 万円以下	300 万円超
補助金の額（通常）	10 万円	20 万円	30 万円	50 万円
主要道路沿い耐震改修工事加算	5 万円 (対象となる工事費が 100 万円以下の場合を除く)			
高齢者世帯耐震 改修工事加算	5 万円 (対象となる工事費が 100 万円以下の場合を除く)			
子育て世帯耐震 改修工事加算	5 万円 (対象となる工事費が 100 万円以下の場合を除く)			
滋賀県産材利用耐震改修工事加算	5 万円、10 万円、20 万円			
バリアフリー改修 工事加算	10 万円 (対象となる工事費が 100 万円以下の場合及びバリアフ リー改修工事に掛かる費用が 50 万円以下の場合を除く)			
内覧会開催加算	10 万円（※居ながら施工を除く。） (対象となる工事費が 100 万円以下の場合を除く)			

※補助額が事業費を超える場合は事業費を上限とします。

《補助制度でご注意いただきたいこと。》

- 申込みは原則先着順で、予算の上限に達し次第終了となります。
- 改修工事の設計者・施工者はそれぞれ、滋賀県木造住宅耐震改修工事事業者登録名簿に登録されている必要があります。
- 改修工事及び除却工事に着手する前に補助金の申請を行っていただき、決定通知を受けていただく必要があります。
- 申請された年度内（3月末まで）に工事を完了し（建替えに伴う除却工事の場合は建替工事の完了まで）、実績を報告していただく必要があります。
- 他の補助金と重複しての利用はできません。
- 補助金の利用は一回に限ります。
- 市税を完納している必要があります。
- 耐震診断をご希望の場合は別途無料耐震診断員の派遣事業を実施しておりますのでお問い合わせください。
申し込みを希望される方は、必ず工事着工前に個別にご相談ください。

【お問合せ先】

大津市役所 都市計画部 建築指導課 審査係

TEL 077-528-2774